

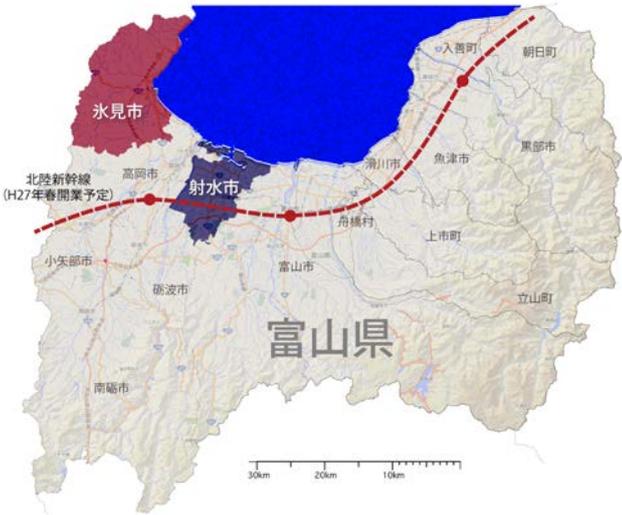
## 平成26年度特定地域再生事業費補助金事業の概要書

【テーマ：②-イ】

1 事業名	
れきしてきけんちくぶつのあきやかつようによるかんこう・いじゅう・こうりゅうまちづくりびじょんさくていじぎょう 歴史的建築物の空き家活用による観光・移住・交流まちづくりビジョン策定事業	
2 事業主体の名称	
とやまけんひみし、いみずし 富山県氷見市、射水市	
3 新規・継続	
新規	
4 補助金事業の期間	
平成26年7月 ～ 平成27年3月	
5 特定地域再生事業費補助金の種類	
特定地域再生計画策定事業	○
特定地域再生計画推進事業	
6 要望国費	
9, 717, 000円	
7 事業の概要	
<p>富山県の二大漁港(氷見漁港、新湊漁港)を抱える当地域では、少子高齢化や産業構造の変化によって、住み手のいなくなった空き家が著しく増加し、適切に管理・活用されないまま荒廃が進んでいる。一方、空き家のなかでも歴史的、文化的に価値のある物件は、カフェやレストラン、ゲストハウスやギャラリー等に利用される事例が全国的に増えてきており、わざわざ県外から観光客が訪れる人気のスポットとして注目をあびている。</p> <p>当地域でも、沿岸部の歴史ある漁師町をはじめ、市内いたるところに風情のある古民家や番屋、古い商店建築などが一定規模の群として残っており、単なる街並み保存に留まらない積極的な「活用」を民間と協働して推進すべきであると考えている。</p> <p>ところが、地域にお手本となる活用事例も少なく、様々な活動や事業、地域や分野を越えた主体の連携が図られていない。また、古民家の風情を残しながら用途に応じて改修(増改築)をする場合、建築基準法や消防法に適用しない点が多く、空き家活用が進まない原因にもなっている。</p> <p>そこで本事業は、空き家になった歴史的価値のある建物(地域資源)の活用につながるニーズやヒント、他地域での事例を集積するとともに、改修時の各種法規制の適用除外等を可能とするしくみづくり、および地域の多様な活動や事業が有機的に連携できる「まちづくりプラットフォーム」の構築を行うことで、古民家での暮らし、起業、つながり、を加速させ、観光・移住・交流の新たなマーケット拡大を目指す。</p>	

## 平成26年度特定地域再生計画策定事業の内容説明書

【テーマ：②-イ】

1 事業（調査等）の名称
れきしてきけんちくぶつをあきやかつようによるかんこう・いじゅう・こうりゅうまちづくりういじょんさくていじぎょう 歴史的建築物の空き家活用による観光・移住・交流まちづくりビジョン策定事業
2 事業主体の名称
とやまけんひみし、いみずし 富山県氷見市、射水市
3 地域の課題等
<p>(1)人口や社会経済の状況</p> <p>&lt;地域共通の状況&gt;</p> <p>平成27年春、氷見市と射水市に挟まれた高岡市内に北陸新幹線 JR「新高岡駅」が開業し、東京から約2時間強で結ばれる予定である。そこから公共交通やレンタカーを利用して、より便利に気軽に氷見市と射水市に訪れることができるようになる。</p> <p>両市としては、単なる観光誘致に留まらず、近年新しいライフスタイルとして注目されている二地域居住も視野に、柔軟な発想で地域再生に取り組もうとしているところである。</p>  <p>&lt;氷見市／ひみし&gt;</p> <p>【人口】51,213人(平成26年度)／【世帯】17,661世帯(平成26年度)</p> <p>「ひみ寒ぶり」に代表される食、海から里山まで広がる豊かな自然、定置網漁業等の歴史・文化などを受け継いできた。これらの個性を大きく花開かせながら、内外との積極的な交流・連携を展開し、市民がふるさとに対して自信と誇りを持ち、心のゆとりと温かみを感じて真に質の高い生活が実現できるまちを目指している。また、地域社会の中に色濃く残っている人の絆を大切に、地域力の向上に努め、地域での新たな支え合いの仕組みを構築するとともに、すべての市民が心身ともに健康で幸せに暮らすことができる環境を整備し、安全・安心を実感できるまちを実現する。</p> <p>&lt;射水市／いみずし&gt;</p> <p>【人口】94,842人(平成26年度)／【世帯】33,355世帯(平成26年度)</p> <p>豊かな自然からの恵みである農林水産物や伝統と文化が息づく各種祭りなどの資源を生かしてブランド化を図る「射水市観光・ブランド戦略プラン」が策定されている。今後は、市民と行政が連携をとりながら、射水の魅力あふれる資源を広く全国に発信するとともに、これらの資源をさらに生かす様々な仕掛けづくりを推進する。また、誰もがイキイキと輝くまちを目指して、地域に根ざし、暮らしとともに受け継がれ、守り伝えられた多くの伝統行事や文化財の保存、活用を進めるとともに、文化施設の計画的なリフレッシュに努める。</p>

## (2) 地域課題

氷見市と射水市は、築50年以上経過した古民家を含む歴史的建築物が広範囲にわたって群として残っており、それらが地域特有の歴史的な街並みを形成する重要な地域資源となっている。ところが、人口減少時代を迎えて、住み手のいなくなった空き家が著しく増加し、適切な管理・活用がされないまま荒廃が進んでいる。なかには倒壊の危険性が指摘される建物もあり、「歴史的建築物が歴史的な街並み景観を壊している」という問題がいたるところで起きている。

一方、古い民家、商店、酒蔵などの歴史的建築物が田舎暮らしやオシャレな店づくりの拠点として全国的に注目されつつあるなか、地域としてはそれらの資源を壊すよりも活かす方向に意識がシフトしつつある。射水市が行った空き家実態調査によると、空き家管理・活用に関する市への要望について、「売却・賃貸する場合の相手先等の情報がほしい」の回答が38.8%と最も多く、その他「空き家の活用方法についてのアドバイスや情報がほしい」の回答が22%と割合として少なくない結果であり、行政が取組むべき方向が明らかになりつつある。今後は、空き家古民家等の利活用による地域活性化が重要な施策になることは間違いないと考えているところである。

しかし、歴史的建築物の多くが現行の建築基準法に適用していないことや、運営形態によっては消防法、旅館業法などの適用を求められることで、改修工事に大変な費用と時間がかかるだけでなく、現行法に従ったばかりに、かえって歴史的な風情を損ねてしまう事態が発生しかねないという問題を抱えている。

### <今後取り組むべき共通課題>

北陸地方沿岸部の漁村、街道文化を色濃く残す街並みを背景に、地域に現存する歴史的建築物を活用した新しいライフスタイル、起業スタイルを受け入れることのできる環境、しくみ、ネットワークを構築し、次世代につながる地域の観光・移住・交流を担う産業の育成をはかる。

- 1) 両市および地域のNPOや事業者が取り組んでいる空き家活用、観光・移住・交流関連事業の有機的な連携を行い、多様な主体が参加するネットワークを構築する。
- 2) 歴史的建築物の改修を阻害している各種規制を整理し、実際の改修工事を想定した実務要件および安全性や耐震・耐火性能等の確保等、現実的なレギュレーションの検討を行う。(最終的に特定行政庁である富山県の条例化が必要)
- 3) 用途に応じた古民家等の活用方法、改修プラン、維持管理のノウハウや現場ならではの工夫など、様々な事例を蓄積・共有し、暮らしや起業の多様なニーズに対応できる体制づくりを行う。

## (3) 地域資源

### 1) 主な歴史的建築物および街並み

「とやまの歴史的まちなみ百選」(富山県教育委員会)から抜粋

#### <氷見市>

地区	地区の街並みの特徴など
地蔵町地区	能登へ続く海浜道沿いの漁村集落、狭格子を持つ木造切妻造りが特徴
南大町周辺	商家町で、往来で伝統行事が行われる
北大町地区	漁港に隣接し、河口に建ち並ぶ番屋と石蔵の群をなしている
宇波地区	海浜道沿いの漁村で、木造切妻造りの民家や白漆喰壁の土蔵が密集
床鍋地区	能登へ向かう白ヶ峰往来沿いで、伝統行事が行われる農村集落

#### <射水市>

地区	地区の街並みの特徴など
海老江地区	浜往来の漁村で、北前船の拠点でもあった木造切妻造りが点在する
放生津町地区	浜往来沿いで、木造切妻造りの商家と民家が建ち並ぶ
内川周辺	県内では珍しい運河景観沿いに番屋や町家が建ち並ぶ
三ヶ戸破地区	北陸街道沿いで、土蔵造りや間口の狭い妻入り木造民家が建ち並ぶ
大門地区	北陸街道沿いの渡川の拠点で、商家や民家の家並みが続く

## 2) 歴史的・文化的な空き家古民家等

平成20年度の総務省「住宅・土地統計調査」によると、全国の空き家総数は約757万戸、実に13.1%が空き家である。当地域では、氷見市で12.5%、射水市で10.3%が空き家で、今後も増加が予想されている。適正に管理されない空き家は、景観の悪化や、防災・防犯機能の低下をもたらし、さらに、老朽化が進むと、倒壊の危険や衛生面での問題も発生し、周辺地域に悪影響をもたらす。これらの適正に管理されない空き家を減らすため、全国的に空き家対策条例を定める自治体が増えているが、当地域でも条例の策定を検討しているところである。

空き家のうちの多くは、比較的築年数が経過した古民家であるが、経済的な資産価値も低く、地域内での歴史的、文化的評価も決して高くない。ところが、県外来訪者のうち、とくに都市部在住の観光客にとっては、古民家が建ち並ぶ街並みそのものが観光資源であり、非日常の体験空間である。当地域としては、空き家になっている古民家の価値を見直し、身近な地域資本ストックを利用したまちづくりの推進が可能と考える。



写真左2枚：氷見市（北大町の蔵造り商家／立山連峰を望む黒瓦の街並み）

写真右2枚：射水市（新湊漁港近くの内川風景／内蔵のある古い番屋）

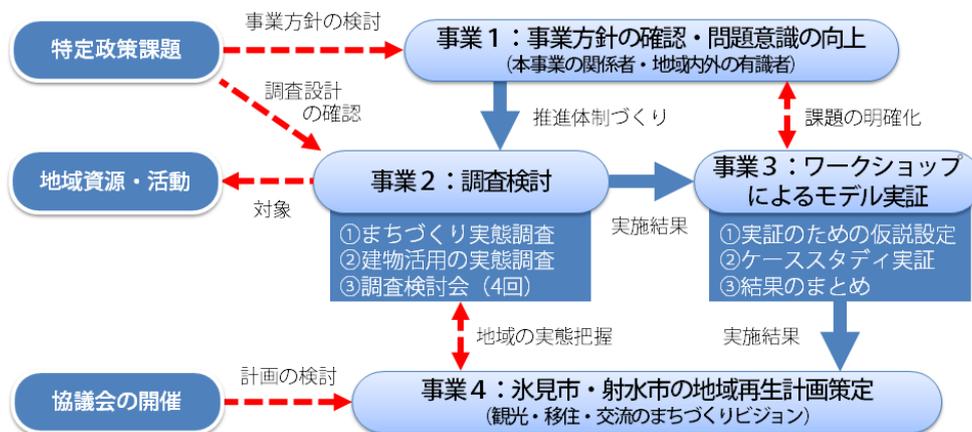
## 3) 民間事業およびNPO等の活動

地域では、富山県古民家再生協会等の歴史的建築物活用を積極的に支援する民間事業者が活躍している。また不動産業界においても、県西部6市の不動産情報をネットワークする組織があり、今まであまり扱ってこなかった古民家等への新たなチャンネル開拓を期待したいところである。NPOでは、古民家をはじめとする歴史的建築物の活用方法の研究やイベントの展開、その他、市役所と連携した空き家対策活動を精力的に行っている団体もある。

## 4) 専門家の育成事業

古民家の歴史的、文化的な価値を専門的な視点で調査分析できる人材の育成がはじまっている。古民家再生協会では「古民家鑑定士」の育成を、富山県建築士会の有志では「ヘリテージマネージャー」の育成を今年秋から開始する予定である。また、近代的な住宅建築工法が主流となっている一方で、富山県内にある大工と庭師を専門に育てる学校（職藝学院）にて、地域で脈々と受け継がれてきた日本伝統建築の軸組工法を絶やさまいと、大工の担い手育成を行っている。

## 4 調査の作業フロー



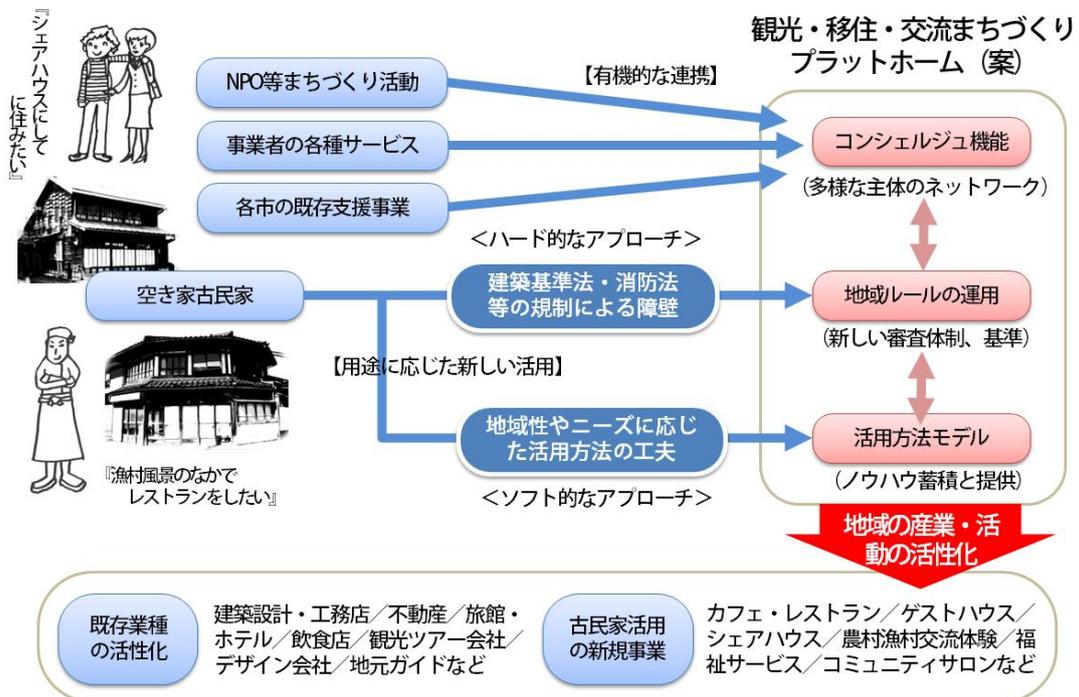
## 5 事業（調査等）の基本方針

### (1) 事業が目指す全体像のイメージ

本事業は、地域内外からの古民家等で住みたい、活動したいというニーズに対して、地域の様々な主体が連携した活動および機能を、あたかも1つの机ですべてを取り扱うかのような「ワンテーブル支援」として構築するプラットフォームづくりに向けた必要な調査検討を行うものである。

以下の図のように、空き家古民家等の新しい活用を検討する場合、ハードとソフトの両面からのアプローチが必要となるため、プラットフォームでは、それぞれ「地域ルールへの運用」と「活用方法モデル」を提供するイメージである。

また、それらを含めた総合的な窓口およびサービス提供を行うコンシェルジュ機能を構築するため、地域の様々な取り組みや既存事業の有機的な連携を図るイメージを示してある。



### (2) 本調査検討の意義

上記の事業イメージはあくまでも仮説であり、地域のニーズや可能性を探るのが本調査の目的の1つである。調査の出発点となるのが「実際にニーズはどれくらいあるのか」という点である。例えば、ハード的なアプローチとしては、建築基準法等の規制があると考えられているが、あえて建築行政に対して改修に関わる問題を持ち込むケースは稀であり、行政サイドが本当のニーズを把握することは極めて難しいことである。また、建築士や工務店に相談して工事を行い、活用した場合は、そのノウハウをそれぞれの事業者でストックすることになる。そのため、地域の本当の実態を把握するため、表立った情報としては出てこなかった潜在的なニーズを引き出す工夫を行い、全市的な調査を行うこととする。

また、調査の一環で行うニーズ把握のための公募や事業開始のプレスリリース等を通じて「当たり前にある地域の歴史的建築物」の価値をより多くの市民が再発見できる機会とし、取り組みテーマに関係する様々な事業者や活動団体へ対するアピールとして有効な手段であると考えられる。

### (3) 国家戦略特区(歴史的建築物活用)に基づく取組み

本事業の中で取り組む地域ルールへの運用については、昨年発表された「国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針(日本経済再生本部決定)」(以下、「政府方針」)に基づき、検討を進める方針である。4月1日には、この政府方針に基づき、国土交通省「建築基準法第3条第1項第3号の規定の運用等について(技術的助言)」、消防庁「歴史的建築物に係る消防法施行令第32条の適用事例の報告等について(依頼)」より通知が発出された。

本通知内容は、より多くの歴史的建築物の活用が円滑に行われるように、建築基準法に関しては、現行法の中でも「古民家等の歴史的建築物の活用のための建築基準法の適用除外」が可能な旨が再度、国から提示されるとともに、「建築審査会における個別の審査を経ずに、地方公共団体に設ける専門の委員会等」により「建築基準法の適用除外」を認める新しい枠組みが示された。

消防法に関しては、消防長又は消防署長が消防法施行令第32条に定める消防用設備等の基準の適用除外に該当するかどうかの判断をより円滑に行えるような相談窓口の構築がなされる、というものであった。

また、氷見市と射水市は建築主事のいる特定行政庁ではないため、本事業の調査のなかで検討を行った地域ルールへの運用(規制緩和と安全対策基準、専門の委員会など)は、特定行政庁である富山県と協議を進めながら、将来的には、条例制定を目指すものである。

この取組みにともない、全国的にもトップレベルの有識者や実践者で構成される「歴史的建築物活用ネットワーク」と連携する予定である。

※1 歴史的建築物活用ネットワーク:国家戦略特区への提案主体であり、現在内閣府と連携して、特区テーマを官民協働して全国レベルで進める活動を展開している。安藤邦廣氏(筑波大学名誉教授)、西村幸夫氏(東京大学先端科学技術研究センター所長)らを共同代表に、全国規模もしくは地域に特化して歴史的建築物活用を積極的に進めている団体が加盟している。

### (4) 活用ニーズと関連法規の規制が合致しない点

他地域の事例収集や一部の実践者等にヒアリングした結果、空き家古民家等を用途に応じて改修する場合、「伝統的な建築風情を残しながら再利用する」というニーズを満たすことが大前提であることがわかった。このような前提と現在の建築基準法をはじめとする関係法規の規制との折り合いがつかないため、活用したいという具体的なニーズをなかなか満たすことができない。単に建物の構造を再利用するという発想とは異なる点を十分留意して調査を進める必要がある。

### (5) 全国を対象とした先行事例を学ぶ

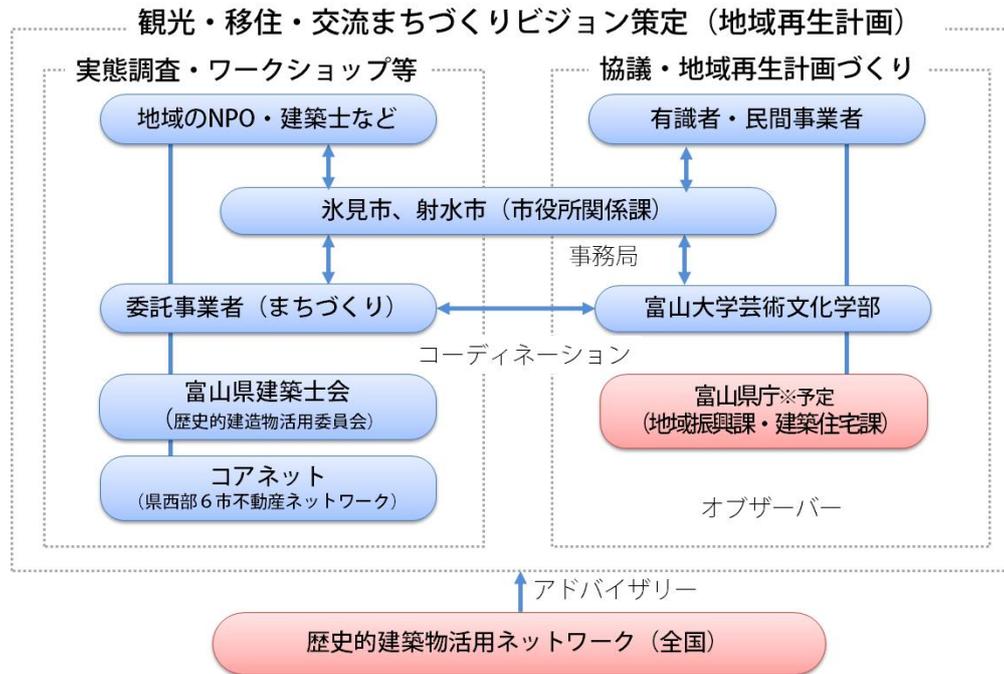
地域再生計画策定の参考となる他地域の事例に学ぶ必要がある。目指すまちづくりビジョンの参考となるのが兵庫県篠山市にある「一般社団法人ノオト」である。この組織は日本人の生活文化の営みに光を当てて、農山漁村特有の地域課題に対して創造的な解決策で素晴らしい実績をあげている。

また、地域ルール運用に関しては「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」が参考となる。これは国土交通省「建築基準法第3条第1項第3号の規定」にもとづく、法の適用除外を可能とする自治体条例である。この条例制定後の実施経過は、当地域の地域再生計画づくりに非常に役立つと考える。同じく、国土交通省「建築基準法第3条第1項第3号の規定」の解釈およびモデル条例づくりによる勉強会を全国で実施している静岡県建築士会の取組みにも注目しており、これらの先行事例を学ぶことで本事業がよりスムーズに推進できると予想される。

## 6 体制

### (1) 事業の実施体制

実態調査・ワークショップ等の実務的な作業を調査検討会(2)が行い、事務局をまちづくりコンサルタント会社へ業務委託する。地域再生計画づくりにともなう協議を協議会(3)が行い、事務局を氷見市、射水市が行う。事業全体のコーディネーションおよび協議会事務局運営の一部をまちづくりコンサルタント会社へ業務委託する。



### (2) 協議会の構成—協議・地域再生計画づくり

委員	氏名・所属・分野等
座長	
民間委員	建築家(1名)、歴史・文化の専門家(1名)、地域の観光交流事業の実践者(1名)、観光分野の企業(1名)、観光協会(2名)
オブザーバー	富山県地域振興課／建築住宅課
アドバイザー	歴史的建築物活用ネットワーク(1名)
事務局	氷見市商工・定住・都市のデザイン課 射水市政策推進課／建築住宅課

### (3) 調査検討会の構成(予定)—実態調査・ワークショップ等

検討メンバー	氏名・所属等
ワーキング・グループ	
事務局	委託事業者(まちづくりコンサルタント)

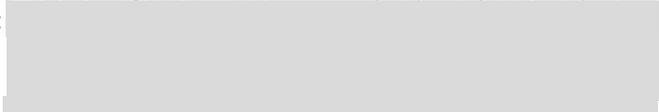
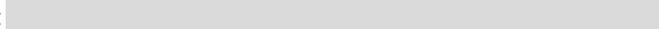
## 7 事業（調査等）の内容

### 7-1 対象事業 の内容

#### (1)地域課題および特定政策課題などの共有

調査検討会の委員をはじめとする地域の様々な主体が一堂に会して、専門家や政府関係者とともに、歴史的建築物活用に関わる社会的な背景や地域が抱える課題などをわかりやすく学ぶための機会をつくり、特定政策課題に関する知識レベルや取組み意欲の向上をはかる。

<実施内容>

- ① 事業説明および研修会(1回/約30名/氷見市役所)  
対象:調査検討会、県内実践者、政府関係者、  
歴史的建築物活用ネットワーク、氷見市、射水市、周辺自治体  
講師:  

- ② モデル条例・地域ルール勉強会(2回/約50名/氷見市役所)  
対象:調査検討会、関係団体、一般市民、氷見市、射水市、富山県  
講師:  


#### (2)調査検討の実施

古民家等を活用した観光・移住・交流まちづくりの実態を把握するための調査と検討を行う。歴史的建築物の具体的な活用方法およびその活用を阻害している各地区共通・特有の具体的な問題を調査し、建築基準法、消防法、旅館業法などの適用除外の検討を含んだ新しいルールづくり(自治体条例)の要件整理や担保されるべき安全性の指針(耐震、防火、維持管理等)の検討をおこなう。

<実施内容>

- ① 観光・移住・交流まちづくりの実態調査(1回)  
対象:両市の観光協会、観光施設、自治会、NPO、地域で取り組む事業者  
(比較的、歴史的建築物が多く残っている地域に限定)  
鉄道会社、旅行会社、不動産会社、ふるさと回帰支援センター  
内容:空き家古民家などの活用方法や地域的な問題、移住者のニーズなど  
方法:代表者、担当者へのヒアリング(サンプル30件程度)
- ② 建築物活用の実態調査(1回)  
対象:歴史的、文化的な建築物を所有・活用しているオーナー  
活用ニーズや事例を知っている一般市民、事業者  
内容:古民家などの改修をともなう活用方法(経過、問題、工夫、規制など)  
方法:チラシ全戸配布による公募その他で事例を収集  
活用・管理方法などを対象者にヒアリング(サンプル10件程度)
- ③ 検討委員会(4回/毎回、約15名/両市役所内会議室)  
参加:検討会メンバーの他、必要に応じてアドバイザーの参加を要請  
内容:観光・移住・交流まちづくりの地域的な問題と課題の整理  
歴史的建築物の活用に必要な各種要件の整理、検討  
安全性の確保の基準となる指針の検討  
新しい地域ルールづくりの検討

#### (3)ワークショップによるモデル実証

調査検討の②の結果の中から古民家等の物件をすでに改修した事例や問題を抱えて改修できない事例、それらの活用方法などを検討モデルに選定し、検討会の結果を踏まえた仮説(新しい審査体制や地域ルールなどの運用スキーム)を設定する。そのうえで、ワークショップや現場検証を繰り返し、現実的な適用について検討を行い、より具体的な安全基準や活用方法を導き出す。

<実施内容>

① **仮説の設定**

実態調査の結果をより具体的な内容にするため、行政担当と建築士、工務店などの実務経験者を中心メンバーとした体制で、以下のような項目について検討し、次のステップで必要なモデル実証の仮説を設定する。

実施回数:3回程度

検討方法:ワークショップ手法を用いながらのテーブルワーク

<モデル実証のために設定する仮説例>

項目案	検討するポイントイメージ
対象となる物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観的、文化的な重要性(解釈の範囲)</li> <li>・地域的な重要性(独自ルール)</li> <li>・年代や建築工法</li> </ul>
現況調査の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・劣化状況などの建築物の状態把握</li> <li>・耐震性の測定方法と基準</li> <li>・関係法規、用途地域、既存条例による制限</li> </ul>
改修(活用)計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増改築や用途変更の内容</li> <li>・地震、火災への対策</li> <li>・適切な維持管理計画の内容</li> </ul>
検査の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法その他関連法の適合</li> <li>・各種対策への評価基準</li> <li>・維持管理計画の実現性</li> </ul>
審査の体制(構成)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な専門性の分野と範囲</li> <li>・古民家等改修の実績(設計・施工)</li> </ul>

② **ケーススタディによるモデル実証**

対象物件の特徴と用途に区別して、複数のバリエーションからなるケーススタディを設定したうえで、仮説で設定した内容を当てはめたモデル実証を行う。また、仮説の実証を繰り返すことで、より実効性のある安全基準の設定や具体的な課題を導き出す。

実施回数:2回程度

対象選定:実態調査で収集したサンプル物件を想定

検討方法:実際の建物を専門的な視点で検証し、問題や課題を記録する

**(4) 観光・移住・交流まちづくり再生計画策定**

調査検討、モデル実証等の結果を①基本的なアプリケーション(観光・移住・交流の地域での活動実態、建築基準法等の適用除外の新たなしくみづくりの素材等)として、②歴史的、文化的に価値がある空き家の活用プランを多様な主体とともに考え、③地域の観光・移住・交流産業の活性化に資するプラットフォームを構築することをイメージした地域再生計画を策定する。

7-2  
独自性

過去の採択事業のなかには「空き家古民家の活用」を含む計画策定を行っている事業があるが、本事業は「建築基準法第3条第1項第3号の規定」による法の適用除外を利用し、古民家などの歴史的建築物の活用に伴う新しい審査方法や地域ルールづくりに特化し、より具体的な課題に取り込もうとしている。

さらに、計画策定によって、観光・移住・交流産業の活性化に資する地域資源活用の「開かれたマーケット形成」(条例化の利用)をねらう点において独自性を持っている。

8 評価項目に対する内容	
8-1 国策への寄与	<p>空き家になった歴史的価値のある建物(地域における低利用資源)のモデル的な活用プランを集積するとともに、改修時の各種法規制の適用除外等を可能とするしくみづくり、および観光・移住・交流に関わる地域の多様な活動や事業が有機的に連携できるまちづくりプラットフォーム構築により、<u>観光・建築・不動産業等</u>の活性化に資する観光・移住・交流の新たなマーケット拡大を目指す。</p>
8-2 取組の先駆性・モデル性	<p>歴史的建築物の活用に関するこれまでの取組の多くは、既存法に適合させるために多額の時間、費用面のコストがかかることから、グレー領域による改修等が多く見られていた。これに対し、本事業は、この課題の解決を図り、地域ごとに、新たに歴史的建築物を専門に扱う委員会を設置することで、より多くの歴史的建築物の活用を合法的に図っていこうというモデルであり、同様の課題を抱える他地域の指針となりうると考えられる。</p> <p>また、これまでの歴史的建築物を活用したまちづくりの多くが、補助金に基づきいわゆる、町並み「保存」であったのに対し、本事業は歴史的建築物を官民協働で、歴史的建築物を「活用」することを通して、地域産業を育成・誘致し、移住・定住・観光交流人口の増加を目指そうというものである。これは、財政難を背景に、多くの自治体が歴史的建築物の維持管理が困難となる中、「保存」ではなく「活用」モデルを通して多くの交流を生み出し、社会経済的な持続性を有する非常に先駆的でありモデルといえる。</p>
8-3 多様な主体	<p>本事業は、自治体、地元自治会、まちづくり団体、建築士、専門家等からなる「ひみ・いみず歴史建築物活用ネットワーク(仮称)」という調査検討体制を構築し、建築、不動産、観光交流などの分野の横断的な連携を図って実施するものである。これにより、これまで1つの物件について、許認可ごとにバラバラであった活用のための知見が共通の場に総合的に集積されることになる。そのため、多くの歴史的建築物活用への貢献が実現されると考えられる。</p> <p>また、地域内の連携だけでなく、全国で同様の活動に取り組む他地域の自治体やまちづくり団体、専門家等からなる「歴史的建築物活用ネットワーク」との連携を図ることを通じて、他地域へのモデル波及効果も高い。</p>
8-4 熟度	<p>自治体、地元 NPO、業界関係団体等の関係者のなかで、事業で行う調査検討の方向性を確認している。また、各市で行った空き家実態調査の結果により、空き家活用に対する問題意識が高まっているところである。両市ともに地域でまちづくりを積極的に行っている NPO が育っており、歴史的建築物の活用、街並み保存への関心が市民レベルでも高まりつつある状況にある。</p>
8-5 その他	<p>これまで多くの地方都市が、空き家対策、定住・移住・交流人口の増加、景観形成、歴史的・文化的価値の保存のために多くの努力をしてきている。本事業は、こうした個別の政策課題を繋ぎ合わせ、人口減少時代の限られた資源を活用することで地域再生を図るモデルとして、先進事例として他地域にも貢献することが出来るといえる。</p>

9 活用する規制の特例措置の内容	
該当なし	

10 スケジュール									
項目	年月	平成 26 年度							
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
地域課題および特定政策課題などの共有		→							
調査検討の実施									
実態調査		→	→	→					
検討委員会		→	→		→	→			
ワークショップ実施(モデル実証)				→	→				
観光・移住・交流まちづくり再生計画の策定							→	→	
協議会の開催	開催					開催			開催
11 事業費 (調査費)									
要望国費					9, 7 1 7 千円				
12 その他									
<p>氷見市、射水市では、古い蔵や古民家を改修したカフェ、レストラン等の事例が数件あり、話題のスポットとして人気を博している。実際の効果としても、まちの賑わい創出、地域の PR を牽引している。ところが、改修のプロセスや建築基準法等としての問題点などを確認する術もなく、実践者の本当のニーズを把握できていない。両市としては、このような民間事業者の取り組みを高く評価しているため、実際のニーズに応じた支援や問題解決に向けた連携ができるような事業を進めていきたいと考える。</p> <p>富山県の二大漁港を抱える両市それぞれが地域ブランド戦略はある一定の成果をあげてきたが、人口減少化時代に向けて、平成27年春に予定されている北陸新幹線開業を観光だけに留まらず、もっと積極的に移住者や二地域居住者の受け入れを強化すべきと危機感を持っている。また、両市がそれぞれ築きあげてきた富山湾の豊かな海の幸、漁村文化についても、地域の一次産業をしっかりと支えてくれる担い手育成について本気が取り組んでいかなければいけないと感じている。</p> <p>北陸新幹線開業を間近に控えたこの時期に、国家戦略特区に基づくこの度の政府からの通知発出や、歴史的建築物活用ネットワークが予定している政府方針に基づくモデル地域募集などへの取り組みへと相まって、本年度にこの事業を取組む意義は非常に大きいと言える。</p>									